

伊方3号仮処分広島高裁抗告審決定文交付は12月13日

2017年12月1日（広島）— 広島高等裁判所に係属している四国電力伊方原発3号機運転差止仮処分申立即時抗告事件（野々上友之裁判長、太田雅也右陪席、山本正道左陪席）は、12月13日13時30分に広島高裁から決定文が交付されることが判明した。12月1日9時30分ごろ広島高裁から弁護団に告知があり判明したものの。

同仮処分事件は17年3月30日広島地裁で却下決定の後、抗告人らは広島高裁に即時抗告、7月12日に第1回審尋、9月13日に第2回審尋、10月4日に抗告人側・相手方双方の書面提出締め切りなどの経過をたどった。この間野々上裁判長をはじめとする高裁裁判体は、抗告人側・相手方双方に2度の求釈明をするなど異例の展開を見せており、抗告人や本訴原告団、弁護団の間には「住民勝訴」への期待が高まっている。

なお、当日は抗告人・本訴原告団及び支援者が中心となって広島高裁へ向けての行進、高裁前集会などが企画されている。当日の具体的なスケジュールについては別途プレスリリースでお知らせする予定

（了）

問い合わせは下記へ：

伊方原発広島裁判原告団事務局：〒733-0012 広島市西区中広町2丁目21-22-203

e-Mail: saiban_office@hiroshima-net.org

URL: <http://saiban.hiroshima-net.org>

プレス担当：哲野イサク（携帯電話 090-7899-4998）

伊方原発広島裁判原告団・応援団

過去は変えられないが未来は変えられる